

改正

昭和49年5月10日訓令第2号
昭和50年5月30日訓令第2号
昭和51年6月1日訓令第4号
昭和52年5月30日訓令第1号
昭和53年5月19日訓令第4号
昭和54年6月1日訓令第2号
昭和55年4月1日訓令第8号
昭和56年6月10日訓令第6号
昭和57年6月17日訓令第3号
昭和58年6月20日訓令第1号
昭和59年6月6日教委訓令第1号
昭和60年7月9日訓令第9号
昭和61年5月14日訓令第4号
昭和62年6月18日訓令第4号
昭和63年6月1日訓令第6号
平成元年6月16日訓令第5号
平成2年7月31日訓令第6号
平成3年5月15日訓令第2号
平成4年5月22日訓令第8号
平成5年6月8日訓令第8号
平成6年7月19日訓令第10号
平成7年6月26日訓令第2号
平成8年6月27日訓令第15号
平成9年5月13日訓令第12号
平成11年6月18日訓令第11号
平成12年6月1日訓令第7号
平成13年6月13日訓令第2号

平成14年6月11日訓令第11号
平成15年5月29日教委訓令第4号
平成16年5月14日訓令第6号
平成17年5月20日訓令第7号
平成18年6月28日訓令第8号
平成19年5月31日訓令第12号
平成20年5月30日訓令第7号
平成21年6月1日訓令第6号
平成22年6月1日訓令第6号
平成23年6月1日訓令第5号
平成24年5月31日訓令第4号
平成25年6月24日訓令第4号
平成26年5月29日訓令第10号
平成27年6月15日訓令第11号
平成28年5月19日訓令第8号
平成29年5月31日訓令第13号
平成30年5月25日訓令第4号

奈井江町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、私立幼稚園の設置者が保育料等の減免をする場合に、奈井江町が行う私立幼稚園就園奨励費補助金の交付についての必要な事項を定めるものとする。

(補助範囲)

第2条 私立幼稚園の設置者が、当該幼稚園に在園する3歳児、4歳児及び5歳児の保護者に対し、入園料及び保育料を減免する場合は、別表第1に定める範囲内において補助を行うものとする。

2 前項において、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が次の各号の一に該当する場合については、別表第2に定める範囲内において補助を行うものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者

- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- (4) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）
- (7) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）
- (8) その他町長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
(補助交付申請)

第3条 補助を受けようとする私立幼稚園の設置者は、補助金交付申請書（別紙様式1）を毎年6月15日までに町長に提出するものとする。

その場合、事業計画書（別紙様式2）及び保育料等減免措置に関する調書（別紙様式3）並びに徴収している入園料の額を明らかにする書類（園則など）もあわせて提出するものとする。なお、保育料等減免措置に関する調書には、町民税の課税（非課税）証明書又は町民税の納税通知書（写）を添付するものとする。ただし、生活保護法の規定による保護を受けている世帯にあっては、保護の決定通知書（写）によって代えることができるものとする。

2 前項の規定による添付すべき書面で、町長が確認でき得る場合においては、町長の確認書をもってこれらの書類に代えることができる。

(補助金交付の決定及び通知)

第4条 町長は、補助金交付申請書の提出を受けたときは、補助金の交付をするか否かを決定し、私立幼稚園の設置者に通知するものとする。

(減免措置)

第5条 交付の決定を受けた私立幼稚園の設置者は、減免措置の方法を毎年12月31日までに町長に報告するものとする。

(実績報告書)

第6条 私立幼稚園の設置者は、減免措置を完了した後15日以内又は毎年3月20日までのいずれか早い日までに実績報告書（別紙様式4）を町長に提出するものとする。

(証拠書類)

第7条 補助金の交付を受ける私立幼稚園の設置者は、入園料及び保育料の減免をしたことを明らかにした証拠書類を備えておかなければならない。

2 町長は、補助金の交付の事務処理上必要と認めるときは、前項の書類の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則 (昭和49年5月10日訓令第2号)

この要綱は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則 (昭和50年5月30日訓令第2号)

この要綱は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則 (昭和51年6月1日訓令第4号)

この要綱は、公布の日より施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則 (昭和52年5月30日訓令第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則 (昭和53年5月19日訓令第4号)

この要綱は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則 (昭和54年6月1日訓令第2号)

この要綱は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則 (昭和55年4月1日訓令第8号)

この要綱は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則 (昭和56年6月10日訓令第6号)

この要綱は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則 (昭和57年6月17日訓令第3号)

この要綱は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則 (昭和58年6月20日訓令第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則 (昭和59年6月6日教委訓令第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和60年7月9日訓令第9号）

この要綱は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年5月14日訓令第4号）

この要綱は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年6月1日訓令第6号）

この要綱は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成元年6月16日訓令第5号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成2年7月31日訓令第6号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成3年5月15日訓令第2号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成4年5月22日訓令第8号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成5年6月8日訓令第8号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成6年7月19日訓令第10号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成7年6月26日訓令第2号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成8年6月27日訓令第15号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成9年5月13日訓令第12号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成11年6月18日訓令第11号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成12年6月1日訓令第7号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成13年6月13日訓令第2号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14年6月5日訓令第11号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年5月29日教委規則第4号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成16年5月14日訓令第6号）

この訓令は、平成16年5月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年5月20日訓令第7号）

この訓令は、平成17年5月20日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年6月28日訓令第8号）

この訓令は、平成18年6月28日から施行し、改正後の奈井江町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成18年度の補助金から適用する。

附 則（平成19年5月31日訓令第12号）

この訓令は、平成19年5月31日から施行し、改正後の奈井江町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成19年度の補助金から適用する。

附 則（平成20年5月30日訓令第7号）

この訓令は、平成20年5月30日から施行し、改正後の奈井江町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成20年度の補助金から適用する。

附 則（平成21年6月1日訓令第6号）

この訓令は、平成21年6月1日から施行し、改正後の奈井江町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成21年度の補助金から適用する。

附 則（平成22年6月1日訓令第6号）

この訓令は、平成22年6月1日から施行し、改正後の奈井江町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成22年度の補助金から適用する。

附 則（平成23年6月1日訓令第5号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年5月31日訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年6月24日訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年 5 月29日訓令第10号）

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の奈井江町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成26年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成27年 6 月15日訓令第11号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成27年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成28年 5 月19日訓令第 8 号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成28年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成29年 5 月31日訓令第13号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成29年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成30年 5 月25日訓令第 4 号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成30年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1（第 2 条第 1 項関係）

階層区分ごとの限度額

区分		補助対象経費	補助限度額		
			第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
①	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、保育料の合計額	年額 308,000円		
	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯		年額 272,000円	年額 308,000円	
②	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯		年額 187,200円	年額 247,000円	年額 308,000円
③	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯				

	帯			
④	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	年額 62,200円	年額 185,000円	年額 308,000円
	上記区分以外の世帯		年額 154,000円	年額 308,000円

別表第2（第2条第2項関係）

区分	補助対象経費	補助限度額		
		第1子	第1子	第1子
②	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯 入園料、保育料の合計額	年額 308,000円		
③	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	年額 272,000円	年額 308,000円	

備考

- 別表第1において①及び②並びに③に該当する世帯については、小学校1年生以上の兄・姉がいる場合は、その年齢に関わらず算定の対象とする。

この場合の算定対象の範囲は、保護者と生計を一にする者（①保護者に監護される者（未成年）、②保護者に監護されていた者（①が成人した者）及び保護者又はその配偶者の直系卑属（①②を除く。））とする。

2 別表第1において④及び上記区分以外の世帯については、小学校1年生から3年生の兄・姉がいる場合は、その人数に応じて補助の対象とする。

3 市町村民税の所得割課税額は、夫婦（片働き）と16歳未満の子ども2人の世帯の場合の金額であるため、それ以外の世帯構成である場合は、次により算出した額とする。

【第③階層の所得割課税額の算出方法】

16歳未満の扶養親族の数×21,300円+16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円+34,500円

【第④階層の所得割課税額の算出方法】

16歳未満の扶養親族の数×19,800円+16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円+171,600円

4 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。

5 途中入園又は途中退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式を参考に減額して適用する。

上記の単価×（保育料の支払い月数+3）÷15（100円未満を四捨五入）

6 実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

7 所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

様式（省略）